

建 政 - 1255
平成30年1月29日

庁 中 各 部 局 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
各 地 域 振 興 局 長
建 設 部 各 課 所 長

） 様

建 設 部 長

総合的な担い手・施工確保対策について（通知）

本県建設業において深刻な担い手不足が懸念される中、昨年7月及び8月の豪雨災害等に伴う災害復旧工事をはじめ、県民の安全・安心の確保の観点から円滑な施工を確保することが不可欠となる工事の増加が見込まれることを踏まえ、県発注工事に関し、次のとおり総合的な担い手・施工確保対策を講ずることとしますので、通知します。

また、「円滑な工事实施のための施工確保対策の実施について」（平成27年3月24日建政-2048建設部長通知）は廃止します。

各部局長等にあつては、このことについて、関係課所長に周知してくださるようお願いいたします。

1 ダンピング対策の強化（平成30年2月5日以降に入札公告等を行う工事に適用）

建設労働者の適正な賃金水準及び建設企業の採算性を確保するため、「秋田県低入札価格調査取扱実施要領」（平成9年8月8日監-1397）を改正し、県発注工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式を見直すとともに、「秋田県低入札価格調査取扱要綱」（平成9年8月8日監-1397）を改正し、最低制限価格制度の対象を拡大することとしたので、ダンピング対策の適切な運用により、受注者における担い手の確保・育成の促進を図ること。

2 特定建設工事共同企業体に発注する一般土木工事の見直し（平成30年2月5日以降に入札公告等を行う工事に適用）

災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事（以下「災害復旧工事等」という。以下同じ。）の円滑な施工を確保するため、「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について」（平成29年9月20日入札審査委員会承認）を改正し、平成33年3月31日までに入札公告等を行う災害復旧工事等のうち、一般土木工事に分類される災害復旧工事等については、3億円以上のものについて特定建設工事共同企業体に発注することとしたので、当該特例措置の適切な運用により、災害復旧工事等の円滑な施工を確保すること。

なお、災害復旧工事等の例として、災害復旧事業、災害関連事業、災害復旧助成事業、

河川災害復旧等関連緊急事業、床上浸水対策特別緊急事業、災害対策等緊急事業推進費による工事が該当する。

3 現場代理人の常駐義務の緩和（平成30年1月29日から適用）

災害復旧工事等の円滑な施工を確保するため、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて」（平成23年3月28日建管－2214）を改正し、同一の現場代理人を配置する工事に災害復旧工事等が含まれる場合は、兼務可能な工事の件数を3件から5件に拡大することとしたので、今後は、当該緩和措置の適切な運用により、災害復旧工事等の円滑な施工を確保すること。

なお、改正後の上記取扱いの1（2）アに規定する「県又は市町村に準じる者」は、土地改良区を想定しているが、それ以外の団体を排除する趣旨でないので、このことに留意すること。

4 その他の施工確保対策

契約担当者は、当該工事の内容や地域の実情等を勘案し、次に掲げる施工確保対策を適切に選択し、又は組み合わせて実施することにより円滑な施工を確保すること。

(1) 混合指名の活用

上位等級の者と下位等級の者の混合指名については、「指名の基準に関する運用基準について」（平成6年3月30日監－1781）6（1）の規定により、当該等級に格付された者が極めて少ないとして「秋田県建設工事入札制度実施要綱」（昭和62年4月22日監－134）第14条第3項第3号に該当する場合以外は「原則として」行わないこととなっている。

当該規定は、同要綱第14条第3項第1号に該当する災害復旧工事等の入札が不調となり、又は不調となる蓋然性が極めて高い場合（当該災害復旧工事等に近接かつ類似する工事の入札が不調となった直後に当該災害復旧工事等の入札公告等を行う場合等に限る。）であって、混合指名以外の方法によっては円滑な施工を確保することができない場合まで混合指名を認めないとする趣旨でないことから、このような場合に限り、混合指名を活用しても差し支えない。

ただし、混合指名は例外的な措置であり、これを拡大解釈して運用することは適当でなく、混合指名の活用にあたっては、下位等級の者の入札参加の機会の確保に十分配慮すること。

(2) 発注ロットの大型化

平成27年4月1日以降、地域内における手持ち工事量の状況やそれまでの同種工事の発注状況等から技術者や技能労働者の不足等が懸念される場合であって、契約担当者が工事の円滑な実施のために必要があると認めるときは、次のとおり取扱うことができるものとしているので、引き続き適切に運用すること。

① 「中小建設業者の受注機会の確保対策について」（平成15年4月18日建管－228）による分離分割発注対象工事から除外する。

② 施工箇所が近接する同一工種の複数の工事について、一の工事として発注する。

(3) 指名競争入札及び随意契約の活用

平成27年4月1日以降、入札不調により再度入札を執行するにあたっては、「秋田県条件付き一般競争入札実施要綱」（平成19年3月29日建管－2422）第2条第2項の規定により指名競争入札を行うことができる場合に該当するものとして取り扱っているため、引き続き適切に運用すること。

また、近接かつ類似する工事の入札が不調となった直後に入札公告等を行う災害復

旧工事等も、同項の規定により指名競争入札を行うことができる場合に該当するので、今後は、指名競争入札の適正な運用により、災害復旧工事等の円滑な施工を確保すること。

なお、予定価格を事前公表している工事において入札不調があった場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2項の規定との関係から随意契約に移行することは適当でないが、災害復旧工事等の入札が不調となった場合において、当該入札手続を終了させた後、同条第1項第5号に該当するとして随意契約の方法により契約を締結することは、「建設工事等における随意契約の取り扱いについて」（平成5年3月30日監一1943）及び「秋田県建設工事請負契約等における随意契約のガイドライン」（平成元年3月22日監一2306）の規定に抵触しないので、今後は、随意契約の適正な運用により、災害復旧工事等の円滑な施工を確保すること。

ただし、同号の規定は、緊急の必要により競争入札に付することができない場合に例外的に随意契約を認める規定であり、当該災害復旧工事等が、県民の生命及び財産の保護の観点から直ちに施工する必要があり、かつ、随意契約以外の方法では施工に必要な工期を確保することができない場合等、真に緊急性を要する場合に限りその適用が認められるものであることに十分留意すること。

(4) 発注の平準化の推進

建設業者の手持ち工事や技術者の状況等に配慮した適切な工期設定等に努めるとともに、「余裕期間設定工事実施要綱」（平成29年2月17日建政一1488）による余裕期間制度の活用により、引き続き発注の平準化に努めること。

【担当】 建設部建設政策課 建設業班
電話：018（860）2425
技術管理課 調整・建設マネジメント班
電話：018（860）2431
技術管理課 積算管理班
電話：018（860）2432